



福岡県まちむらマルシェ 出店者募集!

新鮮な農林水産物や加工食品の販売、体験イベントやワークショップ等を通じ、農山漁村地域の魅力向上を図ることを目的に、マルシェ形式のイベントを企画しました。

協議会会員を対象に、ブース出店者を募集しますので、ぜひご参加ください!

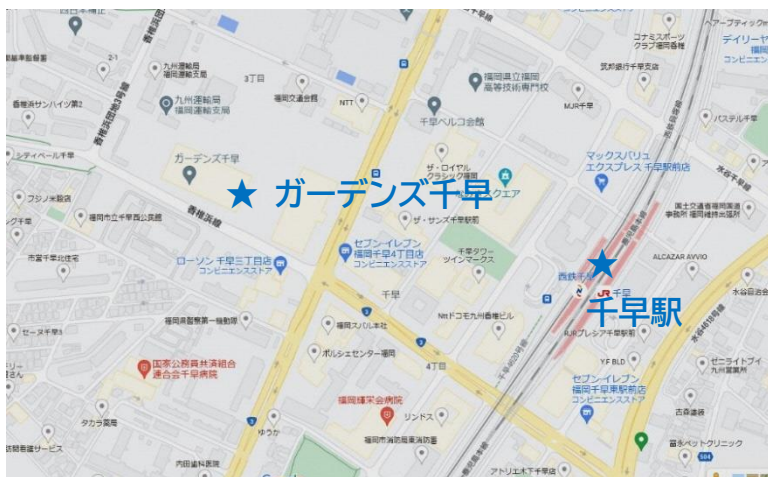
PRブースも設置します。イベント情報のチラシなどの配布希望があれば、ご連絡ください。
なお、募集要項は裏面に記載しておりますので、必ず確認をお願いします。

- 開催日時 : 令和6年 **11月9日(土)** 10:30~15:30 ※ 雨天決行
- 会場 : **ガーデンズ千早 ちはや公園** (福岡県福岡市東区千早3丁目6-37)
- 出店品目 : 農林水産物・加工食品・体験コーナー・ワークショップ 等
- 出店料 : 無料。売上手数料なし。※ 搬入出・食材・備品等の経費は全て自己負担
- 募集出店者数 : 10~20ブース程度
- 申込み期限 : 9月27日(金)
- 申込み方法 : 別紙の出店申込書にご記入の上、メールで提出または
下記の Google フォームから申込みください。
<https://forms.gle/ZX9TVi8UYFjJgKPy5>
- 問合せ : 福岡県まちむらマルシェ事務局 (一般社団法人 SINKa 担当: 藤田)
電話: 092-762-3789 メール: info@sinkweb.net

(会場のガーデンズ千早 ちはや公園について)

千早駅(JR・西鉄)から歩いて5分のところにある商業施設です。

ガーデンズエリア(ちはや公園)は、まちの暮らしをよりのたのしく、人々が気軽に立ち寄り、多くのつながりが生まれるスポットとなっています。



主催: 福岡県グリーンツーリズム協議会・福岡県事務局: 福岡県農林水産部食の安全・地産地消課

福岡県まちむらマルシェ 出店者募集要項

【目的】 福岡県の農林水産業や農山漁村への理解の促進と、地域の活性化のため、来場者に地域の魅力を知ってもらい、地域ファン創出及び都市農村交流人口を増加させ、農山漁村地域の魅力向上を図ること。

【名称】 福岡県まちむらマルシェ

【開催日】 令和6年11月9日(土)※雨天決行

【出店会場】 ガーデنز千早 ちはや公園（福岡県福岡市東区千早 3 丁目 6-37）

【募集出店者数】 10～20ブース程度(応募多数の場合は抽選とさせていただきます。)

【出店について】

(1) 出店条件

- ・ 出店者は、福岡県グリーンツーリズム協議会の会員とします。また、地域の魅力を知ってもらう体験イベントの提供又は地域の特産品を使用した商品の販売が可能な団体とします。
- ・ 主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。
- ・ 福岡県暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。

(2) 出店ブース

- ・ 1ブースの広さは、3m×3mもしくは、2m×2mになります。
- ・ 出店場所は、主催者が指定しますので、ご希望に添えない場合があります。また、他の出店者の方と一緒にブースに割り当てさせて頂く場合もありますので、ご了承ください。

(3) 出店料

- ・ 出店料金は無料です(※臨時営業許可等にかかる費用は自己負担となります)。
- ・ 搬入出・食材・備品等の経費は全て自己負担となります。
- ・ 売上手数料は頂きません。

(4) 駐車場

- ・ ガーデنز千早の関係者臨時駐車場を利用できます。

(5) ごみの処理

- ・ 出店時に出たごみは、全てお持ち帰りいただくようお願いします。

(6)各種届出等に関する手続について

- ・ 多くの人が集まる催しをする場合には、消火器の準備と露店等の開設届出書が必要となります。併せて、農産物および加工食品等の販売は営業届出、調理販売に当たる出店者については臨時営業許可が必要となります。本マルシェに関する各種届出に関する手続は以下のように行います。

「露店等の開設届出書」…県または事務局にて取りまとめます。対象となる火気器具の利用があるか確認頂き、出店申込の際に記載をお願い致します。詳細は福岡市消防局の多数の者の集合する催しにおける火災予防・指定催しの案内をご参考下さい。

(参照)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/yobo/anzen-anshin/tasuu_kouji.html

「営業届出」…県または事務局で取りまとめます。出店申込時の情報を福岡市東区保健福祉センターへ提供いたします。

「臨時営業許可」…**各出店団体に行ってください**。出店団体関係者が窓口で手続きを行う必要があるため、県または事務局での取りまとめができません。調理販売を行う出店団体様は必ずマルシェ開催日程の1週間前までに必要な手続きを行って頂くようお願いいたします。手続きが完了しましたら必ず事務局までご連絡頂けるようお願い致します。確認が出来ない場合は、出店をお断りする可能性がございますのでご了承ください。

※**飲食物を取り分けて販売することも調理販売に含まれます**(試食はこれに含まれません)。

※**臨時営業許可申請時に、1調理工程にあたり 3000 円が別途必要となります**。(例:鉄板で焼きそば、フライヤーでフライドポテトを同一団体が行う場合、調理工程が2つとなり6000円となります)

※営業許可(仮設含む)を既に有している出店団体様については臨時営業許可が不要となる場合がありますので、事務局までお問い合わせください。

※調理販売に当たるか不明な場合は事務局までご連絡下さい。また、出店申込み後にこちらから販売内容について確認のお電話を差し上げる場合がございます。

以上の届出等に関するため、調理販売の有無や販売する内容については必ず詳細をご記載下さい。出店申込み時の内容を変更しての調理販売は原則認められません。

・まちむらマルシェの主旨から反する食品や加工物の販売品および調理販売については出店が認められません。

・**出店申込のない団体について、当日の急な出店は認められません。**

(7)その他

- ・商品等の販売及びその出店の際のトラブルへの対応については、出店者の責任において行ってください。
- ・火気等(ガス、フライヤー等)を使用する場合は必ず消火器(6型以上)を用意してください。
- ・芝生など、会場内の施設を傷めないよう使用して下さい。

※万が一傷めた場合は、原状回復等を求める場合があります。